

「漢方薬など医薬品の郵送販売継続を守る会」設立主旨

漢方薬など医薬品の郵送販売継続を守る会 代表 根本幸夫

◆本会設立の主旨

2月6日付の省令公布により、一般用医薬品第三類以外の医薬品の郵送が全面禁止されることになる旨は、周知のことではありますが、本会は、インターネット規制論議の陰で、これまで「かかりつけ薬局」等からの郵送を何ら問題なく受けていた患者の方々が、今回の省令施行によって大きな不利益を受けるという点に鑑み、その不利益をなくすために設立するものであります。

郵送禁止に伴う「患者の方々の不利益」とは次のようなものが想定されます。

- 自分の病状・体調を詳しく分かってきている薬局、信頼できる「かかりつけ薬局」で薬を買いたいという要望が断ち切れ、経験や信頼関係のない薬局で新たに購入することを余儀なくされる。
- 医薬品（漢方薬等）が郵送できないことによって、継続的な医薬品の服用が途切れ、健康被害・病状悪化をきたす可能性がある。

H16年5月からの厚生科学審議会に始まり、本年2月6日の省令公布に至るまで、約5年間、様々な議論がなされてきました。にもかかわらず、こうした不利益を被る患者の方がおられることについて全く議論がなされてこず、この度の省令施行により、こうした方々が切り捨てられることになります。こんなことが許されているのだろうか、ということが本会設立の発端となっております。

現状、新聞報道以降、各所で患者の方々の間に不安が広がり始めています。

そもそも、こうした患者の方々に、これまで店頭で直接、病歴・薬歴・アレルギー情報はじめ、体質・体調までコミュニケーションをとった中で医薬品を郵送している訳であり、この点で、年齢・性別・病歴・薬歴・アレルギー情報等の患者の方の情報がほとんど分からないまま販売される可能性がある「インターネット販売」とは安全性の面において全く異なっています。

遠方・病床・高齢・急用等、やむを得ない理由があって郵送せざるを得ない方に、その方の要望があって、薬を送るというのは、医療人として当然の行為と考えます。こうした方々に郵送することが、なぜ違法になってしまうのか、常識では到底、考えられないのであります。

また、日薬としても、セルフメディケーションにおける「かかりつけ薬局」の重要性を一方では掲げてきたはずであり、この省令施行により「かかりつけ薬局」が築いてきた患者の方々との信頼関係が断ち切られてしまうことは、その趣旨に反するのではないのでしょうか。

無分別な購入・販売を助長する医薬品ネット販売は規制されるべきですが、それとは一線を画す薬局における郵送販売が規制を受けることについては断固反対するものであります。

この郵送販売規制の真の目的がネット販売を止める手段であったとしても、結果的に薬剤師の職域をさらに自ら狭めることになるということを忘れてはならないのです。先に登録販売者制度を許し、また同じ轍を踏むべきではないし、仮に今回の規制が実施され、郵送販売がグレーゾーンとして残されたとしても、吾々が今まで当然のこととして患者のために行ってきた行為が犯罪となってしまうという事実を見逃すべきではないと考えます。

この度の省令は薬剤師のプライドをずたずたに引き裂くものであるのに、日本薬剤師会はなぜ賛同するのか理解できません。

こうした、患者と薬局双方の事情を鑑み、本会を設立し、厚生労働省をはじめ日本薬剤師会、日本薬局協励会などの薬業各界に再度省令を見直すように協力を求める次第です。

◆「漢方薬など医薬品の郵送販売継続を守る会」活動内容

- ①各県・各支部の薬剤師会・薬種商協会等に、この実情を訴える。
- ②患者の方及び薬局・薬店・薬剤師関係者にこの事態を啓蒙し、署名や抗議電話などの協力を求める。（患者の方へのチラシ・店頭用ポスター・署名用紙は別紙参照）

- ③漢方薬局に限らず、薬局・薬剤師と連絡を取り、医薬品郵送の全面禁止反対に賛同していただける先生方を広く集め、横の連携をきずく。(会員名簿を作成いたします。) ※この件以外の目的には、使用いたしません。
- ④「電話より薬剤師や登録販売者とのコミュニケーションを取ることができる場合には、6月からも引き続き、漢方薬などの医薬品の郵送販売が継続できるようにして頂きたい」旨を、厚労省に対して要望してゆく。(皆さんの総意ということで、署名を、厚生労働大臣に要望書を提出する予定です。)